

## 新潟市まちづくり推進助成要綱に基づく活動経費助成金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は新潟市まちづくり推進助成要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第2号に規定するまちづくりへの支援について、その活動経費に対する助成金を交付するため、新潟市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### (活動経費助成の対象となる団体等)

第2条 この要領において助成の対象となる団体等（以下「助成対象団体等」という。）は、関係権利者によって組織されたまちづくり世話人会・発起人会等で規約又は定款を有する団体、又は関係権利者の同意を得た者で、公共性が高く、市長が活動経費を助成する必要があると認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、新潟市税を滞納している者は、原則として、助成金を受けることができない。

### (助成の内容)

第3条 活動経費の助成内容等は別表1に定めるものとし、市長は、助成対象団体等に対して予算の範囲内で助成することができる。

2 前項の規定により交付する助成金の限度額は、次条の規定により申請された額のうち、別表2の助成内容に基づいて算出された額の合計とする。

3 助成事業は、助成金の交付を決定した日の属する年度の末日までに完了する事業とする。

4 この要領による助成金は、助成対象団体等へ交付するものとし、同一の団体等に対して5年間を限度として交付する。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

5 市長は、第1項の規定により助成するほか必要と認める場合は、助成対象団体等に対し技術的援助を行うことができる。

### (助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする助成対象団体等は、助成金交付申請書（別記様式第1号）正副2通に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし第6号について、市長が特に認める場合には、提出を求めないことができる。

- (1) 構成員名簿
- (2) 関係権利者の同意を得た者は同意書
- (3) 規約又は定款
- (4) 事業計画書（別記様式第2号）
- (5) 収支予算書
- (6) 新潟市税の納税証明書
- (7) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 複数年度にわたり、助成金の交付の申請をしようとする場合は、その年度ごとに助成

金交付申請書を提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付すると決定したときは助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により、交付しないと決定したときは助成金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付して助成金の交付の決定を行うことができる。

(事業内容の変更・中止)

第6条 前条により助成金の交付の決定を受けた助成対象団体等（以下「助成事業者」という。）は、助成の対象となる事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、事業内容変更・中止承認申請書（別記様式第5号）を速やかに提出して、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更・中止がやむを得ないと認めるときはこれを承認して、その旨を助成金交付決定変更通知書（別記様式第6号）により当該助成事業者に通ずるものとする。

(事業の廃止)

第7条 助成事業者は、助成の対象となる事業を廃止しようとするときは、事業廃止承認申請書（別記様式第7号）を速やかに提出して、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該廃止がやむを得ないと認めるときはこれを承認して、その旨を事業廃止決定通知書（別記様式第8号）により当該助成事業者に通ずるものとする。

(事業実施の報告)

第8条 市長は、助成金の交付に関し必要があると認めるときは、助成事業者に対し事業実施報告書（別記様式第9号）の提出を求めることができる。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成の対象となる当該年度の事業が完了したときは、事業完了実績報告書（別記様式第10号）に収支決算書を添えて、市長に報告しなければならない。

助成金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときも、また同様とする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（別記様式第11号）により助成事業者に通ずる及び交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、助成金の交付の決定額以内の額の助成金の一部を当該年度の助成の対象となる事業が完了する以前に、交付することができる。この場合、事業実施報告書（別記様式第9号）に事業実績と収支決算書を添えて提出するものとする。

(指導監督)

第11条 市長は、助成事業者の運営が適正でないとき、助成事業者に対し必

要な処置を命ずることができる。

(決定の取り消し等)

第12条 市長は、助成事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び当該取り消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を助成の目的以外に使用したとき
- (2) 助成金の交付の決定に付された条件を遵守しなかったとき
- (3) この要領に基づいて提出された申請書及び報告書の内容が虚偽であったとき
- (4) 前条により命じたことに対し何らの改善も行わなかったとき

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日をもって失効する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月31日から施行する。

別表1（第3条関係）：活動経費の助成

目的	市民によって組織されたまちづくり団体等が、まちづくり計画を定め合意するために必要な活動にかかる経費を助成する。
助成の対象	<p>(1) 次に掲げる事業に係る計画策定や合意形成に必要な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○エリアマネジメント</li> <li>○田園集落づくり制度</li> <li>○市街地の活性化やにぎわいの創出、魅力の向上を目的とする下記制度等による地区レベルでのまちづくり             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画</li> <li>・建築協定</li> <li>・景観計画</li> <li>・景観協定</li> <li>・緑地協定</li> <li>・敷地の共同化</li> <li>・市街地再開発事業等</li> <li>・土地区画整理事業</li> <li>・その他上記に類する事業</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 国の補助制度を活用したまちづくり計画の策定</p>
助成の内容	<p>(1) 整備方針の作成並びに権利者調整等に要する費用</p> <p>(2) 広報紙、パンフレット等の作成及び頒布に要する費用</p> <p>(3) 講演会、研修会等の開催に伴う会場使用料及び講師の謝礼に要する費用</p> <p>(4) その他市長が必要と認める費用</p>

別表2（第3条関係）

対 象 項 目	助 成 内 容	最 高 限 度 額
<p>（別表1に定める助成の内容（1））</p> <p>整備方針の作成並びに権利者調整等に要する費用</p>	<p>1) 整備方針の作成 権利者に対して合意形成を図り、整備方針の作成を行う。</p> <p>2) 権利者調整に要する費用 （まちづくり専門家によるもの）</p> <p>① 関係権利者の意向整理</p> <p>② 事業に対する理解、啓蒙の促進に要する費用</p> <p>③ 関係権利者の合意形成を図る説得に要する費用 （日当、交通費など）</p>	<p>要した費用の1/2を限度とし、かつ、限度額を100万円とする。ただし、国の補助採択を受けて行う事業の場合は、要した費用の2/3を限度とし、かつ、限度額を200万円とする。</p>
<p>（別表1に定める助成の内容（2））</p> <p>広報誌、パンフレット等の作成及び頒布に要する費用</p>	<p>1) まちづくりの内容をのせたパンフレットの作成費用</p> <p>2) 団体等の活動状況報告及び情報提供のためのPR紙の作成費用</p> <p>3) 既成のパンフレットの購入に要する費用</p> <p>4) 上記1)～3)に係る配布について要する費用</p>	<p>30,000円/団体 （@300×100部）</p> <p>50,000円/団体 （@250×100部×2）</p> <p>30,000円/団体 （@300×100部）</p> <p>30,000円/団体</p>
<p>（別表1に定める助成の内容（3））</p> <p>講演会、研修会等の開催に伴う会場使用料及び講師の謝礼に要する費用</p>	<p>1) 団体等の研究会、研修会及び勉強会の開催に伴う会場使用料</p> <p>2) 講演会の開催に伴う会場使用料</p> <p>3) 上記1)、2)の開催時における会場使用料</p>	<p>年間6回を限度とする。</p> <p>年間1回を限度とする。</p> <p>① 20人部屋相当 @10,000円/回</p> <p>② 60人部屋相当 @12,000円/回</p>

	<p>4) 上記1) の開催における、まちづくり専門家の助言、指導料</p> <p>5) 講演会における講師の謝礼</p> <p>6) 上記4)、5) の開催時における専門家または講師の旅費</p>	<p>③ 100 人部屋相当 @20,000 円/回</p> <p>@50,000 円/回 (主任技師) 年間2回を限度とする。</p> <p>@70,000 円/回 (主任技術者)</p> <p>新潟市旅費条例施行規則に準ずる。</p>
<p>(別表1に定める助成の内容(4))</p> <p>その他市長が必要と認める費用</p>	<p>1) 関係機関との連絡調整費</p> <p>2) 団体等の先進地視察に伴う旅費</p> <p>3) その他</p>	<p>@20,000 円/回 年間4回を限度とする。</p> <p>@20,000 円/人(1回) (1団体年間10人以内)</p>

別記様式第1号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

（宛先）新潟市長

交付申請団体 住 所  
団体名  
代表者氏名

助 成 金 交 付 申 請 書

年度まちづくり推進助成について、活動経費助成金の交付を受けたいので関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の目的及び内容
- 3 交付申請額
- 4 要領第4条各号に定める関係書類

別記様式第2号（第4条関係）

事業計画書

(1) 地区の現況及び面積(ha)

(2) 関係権利者内訳表

	土地所有者	借地権者	借家権者	その他	計 (%)
当該地区 権利者数					
当該準備 組合員数					

(3) 当該助成対象団体の事業計画案

年月	事業内容	備考

(4) 添付図面

(イ) 位置図 都市計画総括図に地区の位置を表示

(ロ) 区域図及び建物用途現況図

縮尺 1/2,500 程度の白地図に区域と建物用途現況を表示

(ハ) 求積図 縮尺 1/500 程度の白図で求積を表示





別記様式第4号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

交付申請団体 住 所  
                  団体名

代表者氏名 様

新潟市長 印

助 成 金 不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で交付申請のあった 年度まちづくり推進助成における活動経費助成金については、審査の結果下記の理由により助成金を交付することができませんので通知いたします。

記

理 由

別記様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

（宛先）新潟市長

助成事業者 住 所  
                    団体名  
代表者氏名

事 業 内 容 変 更 ・ 中 止 承 認 申 請 書

年 月 日付 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた 年度まちづくり推進助成について、下記のとおり事業を変更・中止したいので申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の変更・中止の内容
- 3 助成事業の変更・中止の理由



別記様式第7号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

（宛先）新潟市長

助成事業者 住 所  
                  団体名  
代表者氏名

事 業 廃 止 承 認 申 請 書

年 月 日付 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた 年度まちづくり推進助成について、下記とおり事業を廃止したいので申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の廃止の内容
- 3 助成事業の廃止の理由

別記様式第8号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

助成事業者 住 所  
                    団体名

代表者氏名                    様

新潟市長  印

事 業 廃 止 決 定 通 知 書

年 月 日付 第 号で助成金の交付決定通知した 年度まちづく  
り推進助成について、下記のとおり事業を廃止したので通知します。

記

1 助成事業の名称

（宛先）新潟市長

助成事業者 住 所  
                  団体名  
代表者氏名

事 業 実 施 報 告 書

年 月 日付 第 号で助成金の交付決定の通知を受けた 年度まちづくり推進助成について、 年 月末日現在の事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

年 月	当 初 計 画	月 末 日 現 在 事 業 実 施 状 況	備 考

ただし、第10条の規定により、助成金の一部を交付されたい場合には、事業実績と収支決算書を添えて提出すること。

（宛先）新潟市長

助成事業者 住 所  
                                団体名  
代表者氏名

事 業 完 了 実 績 報 告 書

年 月 日付 第 号で助成金の交付決定を受けた事業が完了したので、  
関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金交付決定額
- 3 助成事業の実施期間   自    年   月   日  
                                至    年   月   日
- 4 事業実績           別 添
- 5 収支決算書         〃



別記様式第11号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

助成事業者 住 所  
                  団体名

代表者氏名 様

新潟市長 印

助 成 金 額 確 定 通 知 書

年 月 日付 第 号で事業完了実績報告のあった 年度まちづくり  
推進助成について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 確定助成金額
- 2 助成金交付決定額
- 3 交付済助成金額
- 4 返還金額
- 5 精算助成金額